

ブロック会議  
特別講演

医療関連死「第三次試案」と医療再生への道  
医療安全調査委員会の設置法案をめぐる

講師 虎の門病院泌尿器科部長 小松 秀樹先生

ブロック会議特別講演には、虎の門病院の小松秀樹先生をお迎えし、表記講演を拝聴した。

ご存じのように、病院勤務医を「逃散」に追い込んでいる一つの原因が、「医療に関連した事故、過誤、それに続く訴訟、逮捕」である。

厚労省は四月に第三次試案を発表し、日本外科学会は賛成の立場を表明したし、各論的に反対としながらも、総論的に賛成とする団体も散見される。

一方、小松先生は、この第三次試案に強く反対の立場を主張した。

先生が挙げた第三次試案に対する懸念とは、①調査委員会での報告書が、警察や検察で用いられる可能性があること②調査委員会は処罰を前提としない、純粋な科学的調査とすべきであること③調査委員会に患者側弁護士が、委員として入り込む可能性があること④届け出義務については、極めて広い範囲の事故の届け出が義務付けられていること⑤厚労省の権限をさらに大きくしてしまう可能性があること⑥医療者側と患者側との間で、医療の不確実性に対する認識に大きな隔

性急な法案成立は危険

理事 斉藤 典才 (金沢市・外科)

講演を聞いて

たりがあること、などである。これに対して彼の提案は、①医療者と患者側の軋轢を小さくするために、地方ごとに「対話自律型ADR」を設置しつつ、医療の境界について広く認識を高めること②患者側の納得を得るためには事故調査は必要だが、事故調査の過程が患者・家族の納得の閾値を高める可能性が高く、高くなった閾値には無過失保障制度しかなく、これには診療報酬を引き上げるしかない③医療者自身による自律的処分制度を行い、医療の質の保障をすること、をあげている。

よって、この第三次試案に関しては結論を急ぐことなく、医療者側と患者側が双方の立場を理解しつつ、多段階で時間をかけて解決していくべきとしている。さらに、今後この荒廃した医療を再生させるためには、①医療への支出を増やす必要があり、増税はやむを得ない。企業への課税強化は、産業と職を国外へ追いやることになるため、消費税率の引き上げは避けられない②厚労省の抜本的改革をすべき。たとえば医系技官の大半は、実質的に

医師としての経験がないので、三年を超えて官庁にとどめず、現場と行き来させると、医療の現場から厚労省をチェックできる、たとえば市民オンブズマンのような制度を設ける。日本の医療の現状は国家的危機であり、厚労省のみで対応できるようなものではなく、医療政策の大方針を、官の限界としがらみから自由な専門家が提案するようなやり方を考えるべきである、としている。

今回、小松先生の講演を聴いて、消費税の増税には反対であるが、この第三次試案に対する考え方には共感を覚えた。医療者側と患者との間に、もともと「医療の不確実性」について大きな食い違いがある現在、性急な決定・法案成立は危険かもしれない。とはいえ、国民にこの「医療の不確実性」を理解してもらうことは、相当大変なことである。

今回の講演内容は、第三次試案の発表を受け、四月十一日に自ら作られた詳細なレジュメをもとに話をされた。このレジュメは協会に保管されており、興味のある方は当協会までご連絡いただき、ぜひとも読んでいただければ幸いである。

生活設計をサポート!

保険医年金のおすすめ

2008年度の加入・増口の受付が9月1日から始まります

この機会にぜひ加入・増口をご検討ください。

- お申込み期間：9月1日から10月25日まで
- ご加入日：2009年1月1日
- 予定利率：1.256% (2008年4月1日現在の予定利率で、将来変動することがあります)
- 加入資格：新規は満74歳、増口は79歳までの石川県保険医協会の会員で、健康で正常に就業している方。

※保険医年金の満期は満80歳の誕生日直後の9月1日です。

自在性が魅力です!

- 急な出費にも10単位で解約できます
- 払込が困難な時には掛金中断も可能です
- 年金受給時には
  - ①10年定額、②15年定額、
  - ③15年逓増、④20年逓増年金から選択、または一括受取
- 万一の時にはご遺族に全額給付

ご加入例

40歳で月払10口(10万円)加入  
70歳から10年定額で受給した場合  
受給額：月々約 37万円  
年間約442万円

保険医年金は、国の公的年金制度が不十分なためにつくられた医師・歯科医師を対象とする積立型の年金制度(拠出型企業年金保険)です。1968年発足以来40年の実績があり、現在では加入者約6万人、積立金額1兆1千億円を超え、わが国有数のスケールに発展しています。

この制度では年金制度でもっとも大事な点である加入者の年金給付を守ることを重視し、これまでに年金受給者の年金額をカットしたことは一度もありません。



お問い合わせは、石川県保険医協会まで Tel: 076-222-5373 Fax: 076-231-5156

※普及期間中には、三井生命、明治安田生命、富国生命の普及担当がお伺いしますので、ご面談くださいますようお願いいたします。  
※ここでは制度の概要をお知らせしております。詳細については今後送付するパンフレット等をご確認ください。